

近世中後期上方の幕府機構と京都・大坂町奉行

小倉宗

【要約】 本稿では、近世中後期の上方における幕府機構の枠組みを明らかにするとともに、京都・大坂町奉行の位置や役割について検討した。①所司代は地域支配・朝廷統制・二条城守衛、大坂城代は地域支配・大坂城守衛の各分野にわたり、役人を指揮監督し、その業務を統括した。また、所司代のもとに地域支配を代表する京都町奉行と朝廷統制を代表する禁裏付、城代のもとに地域支配を代表する大坂町奉行と大坂城守衛を代表する大坂定番がそれぞれ合議体を構成した。②東西の二人制をとる京都・大坂町奉行は、諮問されたことがらについて東西の共同で調査・審議したり、宿次の実務を担当しており、こうした活動に依拠することで、所司代と大坂城代は自らの職務を遂行することができた。③二人制の京都・大坂町奉行は、一方が勤務できなかつたり、任地に不在である場合、自らの内部で相互に補充するとともに、一人制の所司代・大坂城代や伏見・奈良・堺奉行が不在の際にそれを代行することで、上方の幕府機構は安定的に運営された。

史林 九二巻四号 二〇〇九年七月

はじめに

享保改革期の元文三年（一七三八）三月、京都・大坂・長崎・駿府・山田・堺・奈良・佐渡・浦賀という九つの幕府直轄都市（佐渡は一国全体が幕府直轄領）に所在する一二の遠国奉行の役高が確定された。これらの直轄都市のうち、京都については、地域支配を担当する町奉行のみならず、朝廷統制を担当する禁裏付や仙洞付も含まれる。^①また、これらの役職

のうち、京都・大坂町奉行、禁裏・仙洞付、長崎・佐渡奉行の六つは二人制であるのに対して、他の六つは一人制であった。さらに、同じ二人制でも、長崎・佐渡奉行は、一方の奉行が任地、もう一方（相役）の奉行が江戸に一年交代で勤務するのに対し、京都・大坂町奉行や禁裏・仙洞付は、原則として、二人とも任期の定めなく京都・大坂に居住し、現地に就いて月番交代で勤務した^②。そして、役高については、京都・大坂町奉行が一五〇〇石であるのに対し、他の役職はすべて一〇〇〇石であった。京都と大坂は、江戸とともに三都と称され、人口や経済の規模が大きく、幕府にとって最重要の直轄都市である。それゆえ、両地の町奉行は、遠国奉行のなかでも特別な地位にあり、例外的に大きな役高が設定されていた。

ところで、京都・大坂町奉行の所在する上方（八カ国）は、政治・経済・軍事上、関東とならぶ幕府の拠点地域であった。ここでは、京都・大坂・伏見・奈良・堺といった直轄都市、京都の二条や大坂の直轄城（番城）が設定されるとともに、①これらの都市に所在し、国を単位に周辺地域を支配する奉行（ただし、伏見奉行は伏見近郊のみ）、②朝廷統制を担当する役人、③二条・大坂城を守衛する役人、④京都の所司代や大坂城代、など多くの幕府役人が配置された。このうち大名役である④所司代と大坂城代は、幕府において常置の最高職である老中に次ぐ地位にあり、両者をはじめとする上方の役人は、江戸以外に所在する幕府の遠国役人のなかでも、人数や格式、職務の内容などが最も充実していた。このように、上方は幕府全体において重要な部分をなしており、その機構を検討することは、幕府の機構一般や全国支配を理解することにもつながる。

上方の幕府機構については、従来、享保改革以前における各段階の状況を中心に明らかにされてきた^③。これに対して、同改革以降に関する研究では、①裁判制度、②大坂の役人、の二つが主なものである（幕府の機構や社会の状況が大きく変化する幕末期のものは除く^④）。まず、①裁判制度では、平松義郎氏が刑事的な側面から、単独でなしえない仕置について、京都町奉行や伏見・奈良奉行は所司代、大坂町奉行や堺奉行は大坂城代に伺い、所司代や城代は、自ら判断しがたい場合、

さらに老中へ伺ったことを明らかにしている。つぎに、②大坂の役人では、内田九州男氏が天保五～七年（一八三四～六）における大坂城代土井利位の日記により、仕置などの裁判に関することがらだけでなく、地域支配の全般にわたり、城代が大坂町奉行や堺奉行を指揮したことを指摘する。また、野高宏之氏は宝暦一二年（一七六二）ごろに大坂城代松平康福（の公用人）が業務についてまとめた史料、宮本裕次氏は安永九～天明元年（一七八〇～一）における大坂加番京極高久の（家来による）記録、藪田貫氏は文政二～天保二年（一八二九～三二）における大坂西町奉行新見正路の日記、をそれぞれ紹介・分析している。さらに、岩城卓二氏も、大坂城代や同加番などの史料を検討し、「少なくとも一八世紀以降は、城代を頂点に、町奉行が市中・支配国の行政・裁判、定番が大坂城守衛・管理を統括していたものと考えられる。そして、城代が長に位置しながらも、重要事項は三者の談合がなされたものと思われる」「城内の事柄については大御番頭も加わったものと思われる」として、大坂町奉行を代表とする地域支配と同定番を代表とする大坂城守衛との両面を、長官たる城代が統括するとともに、それら三つの役人（や同城に在番する大番頭）が談合したと論じる。このように、大坂を中心とする幕府の機構については重要な成果が生み出されているが、特定の時期や役職に関する事実のみが指摘されたり、堺奉行についてあまり言及されないなど、これらの研究にもいくつかの問題がある。他方、所司代や町奉行など、京都を中心とする幕府の機構については、従来、基本的なことがらさえもほとんど明らかにされてこなかった。こうした状況のもとでは、史料の時期や作成者・形式などに配慮しつつ、京都の機構について全面的に検討するとともに、大坂の機構についてもあらためて検証し、両者を総合した形で、上方の幕府機構全体を解明することが必要である。

そこで、筆者は別稿で、近世中後期の上方における幕府機構のうち地域支配に関する側面、すなわち幕府の上方支配機構について、次の点を明らかにした。^⑤①幕府の役職に関する正式な文書である起請文や下知状・覚書によると、所司代は京都町奉行や伏見・奈良奉行、大坂城代は同町奉行や堺奉行をそれぞれ指揮監督し、所司代と城代を頂点に、東西の四方国を対象とする二つの支配機構が並び立っていた。また、所司代と大坂城代は、二つの支配機構を代表する窓口として、

上方の奉行と江戸の老中や三奉行とのやりとりを仲介・監督した。②所司代や大坂城代は、上方の奉行による伺に對して自ら判断・指示し、さまざまな問題を上方の内部で処理していた。さらに、京都町奉行は、所司代が監督・関与する裁判について調査・審議した。

このように、別稿では、所司代と大坂城代を起点に、上方の奉行や江戸の役人との關係を検討した。また、所司代の裁判に関する範囲で、京都町奉行が諮問を受ける事実を指摘したが、京都・大坂町奉行を主たる対象として、その固有の位置や役割を解明するにはいたっていない。さらに、両地の町奉行はそれぞれ東西の二人制をとったが、これまで、両町奉行のような二人制の役人と、所司代・城代や伏見・奈良・堺奉行といった一人制の役人との違いは十分に意識されず、上方の幕府機構における二人制の意味を考察することは重要な課題として残されている。

以上より、本稿では、近世中後期、とりわけ享保改革以降の上方において、①京都と大坂を二つの中心とする幕府機構の枠組みを明らかにするとともに、②二人制をとる役人の代表例として、両地に共通して存在する町奉行を主な対象にとりあげ、幕府機構における両者の位置や役割について、所司代・大坂城代との關係、伏見・奈良・堺奉行との關係、の二つを軸に検討する。

① 『御触書寛保集成』一七四五。なお、駿府についても、直轄都市（駿府町）を支配する駿府町奉行だけでなく、直轄城（駿府城）を守衛する駿府定番が含まれる。

② 鈴木康子「近世中期長崎支配機構について」『長崎奉行の研究』思文閣出版、二〇〇七（初出、『長崎談叢』九二、二〇〇三）。『新潟県史』通史編3近世2「新潟県、一九八七、五一―三頁。石川和外「禁裏付武家——朝廷内の旗本——」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会』朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、二〇〇七。

③ 享保改革以前の上方における幕府の支配機構に関する研究は、拙稿

「近世中後期の上方における幕府の支配機構」『史学雑誌』一一七―一二二、二〇〇八を参照。また、大坂城を守衛する役人の成立過程や組織・職務については、内田九州男「徳川時代の大阪城——將軍の城——」渡辺武ほか『大阪城ガイド』保育社、一九八三。藤井讓治「幕府領と大名領」大阪府史編集専門委員会編『大阪府史 第五卷』大阪府、一九八五。

④ 平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、一九六〇、五〇七、五一八―一九頁。内田「大塩事件と大坂城代」『大塩研究』二三、一九八二。野高宏之「解説」大阪府史編纂所編『大坂御城代公用人諸事留書

（上）（下）大阪府史料調査会、一九九四。宮本裕次「大坂加番在勤
 関連文書について——雁木坂申送帳 収録文書より——」『大阪城
 天守閣紀要』二六、一九九八。藪田貫「大坂町奉行の世界——新見正
 路日記について——」『近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇
 〇五（初出、『大阪の歴史』五八、二〇〇一）。岩城卓一「在坂役人と
 大坂町人社会——大御番頭・大御番衆・加番を中心に——」『近世畿

内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六（初出、『歴史研究』三九、
 二〇〇一）。

⑤ ①は前掲拙稿「近世中後期の上方における幕府の支配機構」。②は
 拙稿「近世中後期幕府の上方支配——『御仕置例類集』の検討を中心
 に——」『法制史研究』五七、二〇〇八。

第一章 近世中後期上方の幕府機構

第一節 京都を中心とする幕府の機構

（一）朝廷統制を担当する役人

幕府の役人が就任する際、老中などに対して、職務の内容や役人の相互関係を簡条書きにし、その精勤を誓う起請文（誓詞）を提出した。また、將軍や老中は、上方を含む遠国の役人に対し、任務や心得を簡条書きにする黒印状や下知状・覚書などを与えた。このうち黒印状は、將軍が黒印を押して直接発給するものに対し、下知状は、將軍の上意を受けて老中が連署で下達したものである。さらに、これらの文書は、幕府の役職に関する正式なものであり、しかも、それぞれに独自の内容をもつことから、江戸役人よりも遠国役人、とくにその中心的な存在である上方役人や、それらが構成する幕府の機構を検討するうえで有益な史料となる。筆者は別稿で、これらの文書により、所司代と大坂城代、京都・大坂町奉行、伏見・奈良・堺奉行など、国単位（伏見奉行は伏見近郊）の地域支配に関与する役人について考察したが、その際、一人制と二人制の違いには注目していない。また、元文三年（一七三八）に役高が定められた遠国奉行のなかでも、同じく二人制であり、朝廷統制を担当する禁裏付や仙洞付は対象としなかった。そこで、本章では、所司代や大坂城

代とそのまま二人制をとった役人の起請文・黒印状や関連史料により、中期にあたる一八世紀前半と後期にあたる一八世紀後半―一九世紀前半との両方の時期、京都を中心とする幕府の機構と大坂のそれとの両方の役職について総合的に検討する。^③

享保一五年（一七三〇）三月一八日、禁裏付松平忠一・桑山元武の連名にあてられた黒印状の第二条には「諸事兩人令相談、難及分別儀者、所司代申談之、其上可申付事、附、雖為 御所各別、存寄之儀於有之者、院中江附置之輩相互可申談之事」とあり、禁裏付は、①何事も兩人で相談し、判断しがたいことがらについては、所司代に相談のうえで実施する旨、②（担当する）御所はそれぞれ別であるものの、意見がある場合には、「院中江附置之輩」⇨仙洞付と相談すべき旨が述べられている。同様のことは、文政六年（一八三三）正月二八日における禁裏付森川氏昌・松平定朝あての黒印状第二条でも確認できる。また、享保二〇年正月二八日、仙洞付赤井直綏・山岡景熙の連名にあてられた黒印状の第一・二条には「諸事兩人令相談、難及分別儀者、所司代任差図可申付之」「御所雖為各別、存寄儀於有之者、御所方江附置之四人相互可申談事」とあり、仙洞付は、①何事も兩人で相談し、判断しがたいことについては、所司代の指示を受けて実施する旨、②（担当する）御所はそれぞれ別であるものの、意見がある場合には、「御所方江附置之四人」⇨（禁裏付を含む）御所に付けられた四人で相談すべき旨が述べられている。同様のことは、文政九年四月朔日における仙洞付成瀬正育・永井直堯あての黒印状第一・二条でも確認できる。これらによると、①同じく遠国奉行に数えられたものうち、地域支配を担当する京都町奉行や伏見・奈良奉行のみならず、朝廷統制を担当する禁裏付や仙洞付も、所司代の指揮監督のもとで業務に従事したこと、②二人制の禁裏付と仙洞付は、それぞれの相役と相談するだけでなく、同じく朝廷統制を担当する役人として四人でも相談したこと、などがわかる。

さらに、弘化二年（一八四五）ごろに幕府役職の内容や経緯をまとめた史料である「吏徴」によると、禁裏賄頭と御所勘使買物使兼という二つの役人が「禁裏附支配」とされている^④。他方、仙洞付が「支配」する役人はみられないことから、

①禁裏付は、朝廷統制を担当する下級の幕府役人を身分上あるいは職務上管理・監督したこと、②仙洞付と相談するもの、朝廷統制については、あくまで禁裏付が中核の位置にあったこと、などがうかがえる。

(2) 京都の合議体

つぎに、元文四年（一七三九）七月二二日、京都東町奉行馬場尚繁が提出した起請文の第六条には「土岐丹後守・其外（頼俊、所司代）禁裏方江被為附候面々并相役人之御用之儀二付中悪敷不仕、万事遂相談、不残心底存寄之通申出之、私之申分を不立、御為能方落着可仕候」とあり、町奉行は、所司代土岐頼稔や「禁裏方江被為附候面々」（頼俊、所司代）禁裏付、「相役人」の町奉行と間柄を悪くせず、業務について何事も相談し、腹藏なく意見を述べ、自分の主張にこだわることなく、「御為」（頼俊、所司代）將軍・幕府のためによい方へ決定する旨が述べられている。同様のことは、寛政元年（一七八九）九月一日における京都東町奉行菅沼定喜の起請文第二条でも確認できる。これによると、京都においては、町奉行・禁裏付という二人制をとる二つの役人が、所司代のもとで各種の業務について相談・決定する関係にあったことがわかる。また、ここには伏見・奈良奉行や仙洞付が含まれないことから、京都町奉行が地域支配を担当する役人、禁裏付が朝廷統制を担当する役人をそれぞれ代表する形で、所司代のもとに合議体を構成したあり方を確認することができる。

なお、「吏徴」では、二条城門番頭や二条鉄炮奉行・同御殿預といった二条城を守護する三つの役人が「所司代支配」とされている。所司代は、二条城外の屋敷に居住したが、⑤「吏徴」の記述にしたがうと、地域支配や朝廷統制を担当する役人のほか、同城を守護する役人についても、身分上あるいは職務上管理・監督したことが知られる。岩城氏は、大坂城代が地域支配と番城守衛の二つの分野を統括すると論じたが、京都を中心とする幕府の機構においては、長官たる所司代が、それらに朝廷統制を加えた三つの分野を対象とするのである。

第二節 大坂を中心とする幕府の機構

(1) 大坂の合議体

大坂を中心とする幕府の機構については、すでに岩城氏が、幕末の元治元年（一八六四）における城代や町奉行の起請文を分析しているが、本節では、京都の事例と比較する意味から、近世中後期における大坂役人の起請文や関連史料をあつためて検討したい。

享保一九年（一七三四）六月二二日、大坂城代稲葉正親が提出した起請文の第五条には「御定番・大御番頭・両町奉行（大坂）与申談候儀、不残心底、御為能方落着可仕候」とあり、城代は、定番や在番の大番頭、町奉行と相談することにつき、腹藏なく（意見を述べ）、「御為」により方へ決定する旨が述べられている。同様のことは、文政八年（一八二五）における大坂城代水野忠邦の起請文（の案文）第四条でも確認できる。また、明和八年（一七七二）七月、大坂玉造口定番安部信允が提出した起請文の第六条には「御城代・相役人・大御番頭・両町奉行与奉対、御為中悪鋪不仕、万事相談可仕候」とあり、定番は、城代や「相役人」の定番、在番の大番頭や町奉行と間柄を悪くせず、「御為」に対して何事も相談する旨が述べられている。なお、將軍の直轄軍である大番は、長である大番頭のもとに五〇名を一組として一二組あり、將軍の直轄城である二条城と大坂城にそれぞれ二組ずつが一年交代で在番した。他方、大坂城代と同定番は、いずれも任期の定めなく大坂城内の屋敷に居住して同城を守護する役人であるが、城代は、追手（大手）口の番所を担当する一人制であるのに対し、定番は、京橋口と玉造口の番所をそれぞれ担当する二人制であり、月番交代で勤務した。岩城氏の分析やここでの事例によると、大坂においては、町奉行・定番という二人制をとる二つの役人、および在番の大番頭が、享保期以降一貫して、城代のもとで各種の業務について相談・決定する関係にあったことがわかる。

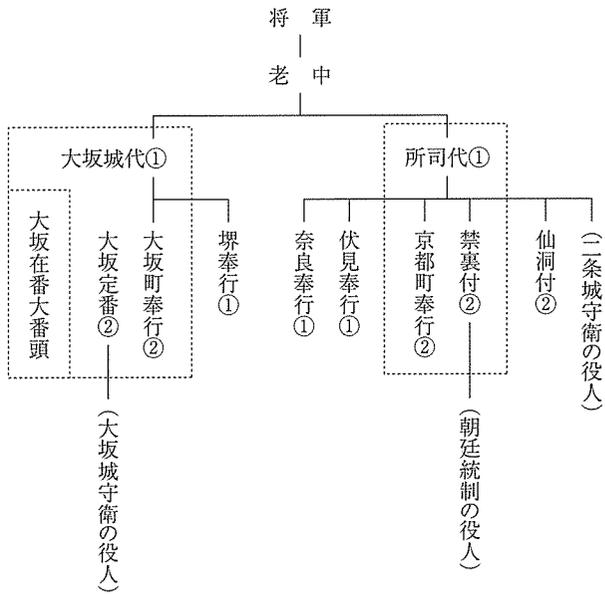
ただし、寛保元～延享三年（一七四一～一七五〇）の間に大坂町奉行が提出した起請文案の第二条には「御城代・御定番并（大坂）

役人万事御用ニ付而相談之刻、不殘心底を申出、其上私之不立所存、多分二付、御為能方可仕候」とあり、町奉行は、城代や定番、「相役人」の町奉行と業務について相談する際、何事も腹藏なく意見を述べたうえで、自分の主張にこだわることなく大勢にしたがい、「御為」によい方にする旨が述べられている。同様のことは、弘化元年（一八四四）ごろにおける大坂町奉行の起請文案第二条でも確認できる。また、文政八年九月、老中が連名で大坂玉造口定番山口弘致・京橋口定番大久保教孝と同西町奉行内藤矩佳・東町奉行高井実徳の連名にあてた奉書には「水野左近將監被下御暇、御黒印并下知状持参之時候、万事可被相談候」とあり、城代水野忠邦が暇を与えられて（大坂に赴き）、黒印状と下知状を持参するので、何事も相談するよう指示している。そして実際、將軍より暇が与えられた八月一日には、大坂城代水野と玉造口定番山口・京橋口定番大久保の連名にあてた黒印状、ならびに、老中が連名で水野・山口・大久保と西町奉行内藤・東町奉行高井の連名にあてた下知状の二通が発給されている。このように、大坂町奉行が在番の大番頭と相談することを想定せず、かつ、城代が赴任する際にも、黒印状や下知状の宛名に大番頭が連記されないことから、①大坂城の守衛といった軍事的な側面では、在番の大番頭が参加する場合もあるものの、城代と町奉行・定番の三者による合議があくまで基本であったこと、②町奉行は、地域支配のような軍事以外のことがらを中心に相談したこと、などがうかがえる。大坂の合議体においては、城代や町奉行・定番といった任期の定めなく現地に居住する三つの役人が中核を構成するとともに、一年交代で江戸から派遣される大番頭が副次的な位置にあつたのである。また、ここには堺奉行や大坂城における各種の奉行が含まれないことから、町奉行が地域支配を担当する役人、定番が同城を守衛する役人をそれぞれ代表する形で、城代のもとに合議体を構成したあり方をあらためて確認することができる。^④

（2）大坂城を守衛する役人

安永六年（一七七七）九月に就任した大坂城代牧野貞長の公用人が、前任の城代である所司代久世広明の公用人に問い

図 近世中後期上方の幕府機構



注：丸数字は任期の定めなく上方に居住する幕府役人の定員を表す。
京都・大坂の合議体に参加する幕府役人の範囲を点線で示した。

合わせた内容をまとめる史料の一条には「御定番者、御政事二者一切御抱り無之事」とあり、また、享和二年（一八〇二）一〇月に就任した城代稲葉正誥の家来が業務についてまとめた史料の一条には「大坂御城内外重立候事ハ、御定番も談合之上伺、取計候事、御城江附候規定筋之事ハ談合候、其余之事ハ、御城代存寄之事」とある。これらによると、①大坂城の守衛といった軍事に関することがらについて、城代は定番と相談し、重大な場合には、江戸の老中へ伺ったこと、②軍事以外の「政事」については、城代が自ら判断・処理し、定番は基本的に関与しないこと、などがわかる。

さらに、「吏徴」では、大坂鉄炮奉行・同弓奉行・同破損奉行・同具足奉行などの大坂城を守衛する奉行や、城内の金蔵を管理する大坂金奉行が「御定番支配」とさ

れている^⑩。二条城内には大名役の幕府役人が配置されず、城外に居住する所司代が同城の役人を管理したのに対し、大坂城内には城代と定番という二つの大名役が居住しているが、直接的には、定番が同城の役人を管理する立場にあり、城代は定番を通してそれらを把握する関係にあったことが確認される。

なお、上方役人の起請文や黒印状などによると、所司代は、地域支配について京都町奉行や伏見・奈良奉行、朝廷統制について禁裏付や仙洞付を指揮監督した。他方、大坂城代は、地域支配について同町奉行や堺奉行を指揮監督するが、大

坂城の守衛については、定番と相談しつつも、それを指揮監督する様子はうかがえない。同じ合議体のなかでも、所司代と京都町奉行や禁裏付、大坂城代と同町奉行の間には上下の關係が認められるのに対し、城代と定番は基本的に並列されている。そこで、「吏徴」において両者の官位・詰間・役料をみると、大坂城代が四品（従四位下のみ）・溜間・役知一万石であるのに対し、定番は諸大夫（従五位下・諸大夫）・雁間・役料三千俵であり、格式上は明確な差が存在する。しかしながら、職務上、大坂定番にとって城代は上司でなく、あくまで同輩中の首席であり、大坂城の守衛については、城代が中心となって定番と合議しつつ、ゆるやかに全体をとりまとめた状況を知ることができる。

以上のように、近世中後期の上方では、京都と大坂を中心とする二つの幕府機構が並び立つとともに、所司代が地域支配・朝廷統制・二条城守衛の三つ、大坂城代が地域支配・大坂城守衛の二つの分野にわたり、役人を指揮監督し、その業務を統括した。また、京都においては、地域支配を代表する町奉行と朝廷統制を代表する禁裏付、大坂においては、地域支配を代表する町奉行と大坂城守衛を代表する定番という形で、二人制をとる二つの役人がそれぞれ一人制の長官である所司代・城代のもとに合議体を構成した。これらの關係をまとめると、【図】近世中後期上方の幕府機構【】のようになる。なお、【図】には、任期の定めなく上方に居住する幕府役人の定員を丸数字で表すとともに、京都・大坂の合議体に参加する役人の範囲を点線で示した。

- ① 池田勇夫「箱館奉行の基本性格について——黒印状・下知状の分析——」『北方史のなかの近世日本』校倉書房、一九九一（初出、田中健夫編『日本前近代の国家と対外關係』吉川弘文館、一九八七）。
- ② 前掲拙稿「近世中後期の上方における幕府の支配機構」。
- ③ 本文における(1)起請文と(2)黒印状の典拠は次の通り。(1)享保一九年の大坂城代は大坂歴史博物館所蔵文書（大坂城天守閣編『特別展 徳川大坂城——西国支配の拠点——』大坂城天守閣特別事業委員会、二〇〇八、三六頁）。元文四年の京都町奉行は大河内家文書（大河内元冬氏所蔵、豊橋市美術博物館寄託。本稿は埼玉県立文書館写真版による）。寛保元—延享三年の大坂町奉行は「諸役誓詞前書（国立公文書館・内閣文庫所蔵。以下、内閣。明和八年の大坂定番は安田家文書（前掲『特別展 徳川大坂城』三六頁）。寛政元年の京都町奉行と禁裏付は「倣日私記」（内閣）。文政八年の大坂城代と弘化元年の同町奉行は「御老中支配誓詞案」「日本財政経済史料 第四卷」二五二—三七三頁。(2)享保一五年の禁裏付と同二〇年の仙洞付は「御黒印并下知状覚書之留」（内閣）。文政六年の禁裏付と同八年の大坂城代（老中

奉書・下知状とも」と同九年の仙洞村は「御黒印下知状之留」（内閣）

これらのうち「諸役誓詞前書」は藤井讓治氏（同）「江戸時代の官僚制」青木書店、一九九九、「曠日私記」「御黒印并下知状覚書之留」

「御黒印下知状之留」は菊池勇夫氏（前掲菊池論文）がとりあげている。なお、享保期以降、同じ役職の起請文や黒印状における箇条の数や順序、条文の内容などは基本的に変わらないが、京都町奉行の起請文のみ、元文四年の七カ条のうち、寛政元年には第三・四条が省略され、残る五カ条の順序も入れ替わっている。また、享保期以降に黒印状が発給された上方の役人は、大坂城代と同定番、禁裏付と仙洞村の四者である（同）が、上方の幕府機構における軍事や朝廷統制の問題については、これらの文書により別の機会にあらためて検討する。

④ 「吏徴」「続々群書類従 第七」。これらの役人は、安永二年（一七七三）における朝廷（の口向）役人の不正事件を受けて、翌三年以降、江戸から派遣されたものである（奥野高広「皇室御経済史の研究 後篇 中央公論社、一九四四、四四五頁。前掲石川論文）。なお、「吏徴」では、京都代官小堀正明が「京都町奉行支配」とされている。

⑤ 「天明六年京都洛中洛外絵図」（中井家旧蔵、京都大学附属図書館所蔵。大塚隆編「慶長昭和京都地図集成」柏書房、一九九四）。

⑥ 前掲岩城論文。

⑦ 前掲内田「徳川時代の大坂城」。前掲藤井「幕府領と大名領」。前掲岩城論文。

⑧ 黒印状や下知状・覚書は、暇の与えられた日付で発給される（前掲菊池論文）。

⑨ 寛保元（延享三年（一七四一）一七四一）の間に大番頭が提出した起請文案の第七条には「大坂二番者御城代衆・町奉行与是又中悪敷不仕、万事遂相談、御為能方江付可申事」（前掲「諸役誓詞前書」とあり、大坂城に在番する大番頭は、「御城代衆」や町奉行と問柄を悪くせず

何事も相談し、「御為」によい方にする旨が述べられている。ここで「御城代衆」とは、大坂城代や同定番による起請文案の記述から、一人制の城代だけでなく、二人制の定番を含めたものと考えられる。また、寛政元年（一七八九）六月二日、大坂加番松平直昭ほか三名が提出した起請文案の第二条には「相役中者不及申、御城代・御定番衆・両御番頭衆并町奉行衆与中悪敷不仕、万事遂相談、私之申分を不立、御為能方附可申事」（前掲「曠日私記」とあり、加番は、相役の加番はもろんのこと、城代や定番、在番の大番頭や町奉行と問柄を悪くせず何事も相談し、自分の主張にこだわることなく、「御為」によい方にする旨が述べられている。同様のことは、寛保元（延享三年）

における加番の起請文案第二条でも確認できる（前掲「諸役誓詞前書」）。他方、本文でとりあげた寛保元（延享三年）における大坂町奉行の起請文案第二条の付けたりには「大御番頭、御加番之面々・御目付衆御用之儀相談於有之者、是又 御為能様二可申談事」とあり、同様の箇条は、弘化元年（一八四四）ごろにおける町奉行の起請文案第二条の付けたりでも確認できる。さらに、享保一九年における大坂城代稲葉正親の起請文案第五条の後半には「御加番之面々并御目付御用之儀申問候刻、是又宜方沙汰可仕事」とあり、同様の箇条は、文政八年における城代水野忠邦の起請文案第四条の後半でも確認できる。そして、明和八年における大坂定番安部信允の起請文案第六条の後半には「此外御加番之面々并御目付中御用之儀相談之刻、是亦 御為能様沙汰可仕事」とある。なお、大坂加番は、四人の大名が一年交代で大坂城に勤番するものであるのに対し、大坂目付は、使番や両番（書院番と小姓組番）からなる二名の役人が半年交代（寛政五年以降は一年交代）で江戸より派遣されたものである（前掲「吏徴」。松尾美恵子「大坂加番制について」『徳川林政史研究所 研究紀要 昭和49年度』一九七五）。これらによると、①大坂町奉行は、城代や定番との合議を中心

にしつつも、二義的に大番頭とも相談したこと、②城代と町奉行・定番は、加番や目付との間でも、各種の業務について相談する関係にあったこと、などがわかる。すなわち、大坂における幕府役人の合議体は、城代と町奉行・定番の三者が中核を構成するとともに、大番頭が副次的な位置にあり、加番や目付がその外縁部分をなすという三層の同心円構造をとっていた。

⑩ 「公用方開合書」（常陸国土浦土屋家文書、国文学研究資料館〔旧史料館〕所蔵。「御城代被仰付候後覚書」前掲「大坂御城代公用人諸事留書（七）」九二頁。
⑪ 前掲「吏徴」では、天保八年（一八三七）の大塩平八郎の乱を鎮圧する際に活躍した坂本鉉之助も、翌九年以降、大坂鉄炮方として「大坂御定番支配」になっている。

第二章 所司代・大坂城代との関係

第一節 所司代・大坂城代の諮問

（一）地域支配を担当する役人

前章では、上方役人の起請文や黒印状により、京都と大坂を二つの中心とする幕府機構の枠組みを確定した。本章からは、二人制をとる役人の代表例として、両地に共通して存在する町奉行を主な対象にとりあげ、上方の幕府機構における両者の位置や役割について、①所司代・大坂城代との関係、②伏見・奈良・堺奉行との関係、の二つを軸に検討する。

享和三年（一八〇三）六月二日、京都西町奉行曲淵景露は所司代に次のような書付を提出した。^①

【史料1】

（久周、伏見奉行）
加納遠江守差上候堺屋庄兵衛同居甥藤吉御仕置伺帳老冊、去月晦日被成御下ケ候付、取調候処、（中略）相当可仕哉ニ奉存候、右之趣、越前 守江茂評議仕、則被成御下ケ候帳面老冊返上仕、為御見合例書入御覽、此段申上候、以上
（拿和三年）
亥六月廿一日 曲淵和泉守

ここでは、伏見奉行加納久周から仕置伺書が提出された際、所司代がそれを京都西町奉行曲淵に下げ渡して諮問するの

に対し、曲淵は先例を調査（取調）するとともに、東町奉行森川俊尹と共同で審議（評議）したうえで、その結果を所司代に答申している。これによると、京都町奉行は、①伏見奉行と同様に、所司代の指揮監督を受け、特定の地域を支配するとともに、②所司代の諮問に応え、自らが担当しない地域の問題についても調査・審議したことがわかる。すでに筆者は別稿において、所司代の裁判に関する範囲でこうした事実を指摘したが、町奉行に着目すると次の点が重要である。

すなわち、曲淵が自ら「取調」べるだけでなく、相役の森川と「評議」した旨をわざわざ断っているように、二人制の京都町奉行は、所司代の諮問を受けた一方の奉行のみがその内容を検討するのではなく、同一の問題について相役と意見を交わし、議論を深めることで、よりよい結果を導き出そうとしていた。【史料1】の事例からすると、近世中後期において京都町奉行（や大坂町奉行）が二人制をとったことは、月番交代によって業務の負担を軽減するだけでなく、東西の奉行が共同で審議Ⅱ「評議」しうる点にこそ大きな意味を有したといえることができる。他方、所司代は、伏見・奈良奉行を指揮監督し、それらが提出する伺書に指示や承認を与える立場にあった。ところが実際には、京都町奉行が内容について調査・審議しており、その活動に依拠することで、所司代は自らの職務を遂行することができたのである。

（2）二条城を守衛する役人

しかも、所司代が京都町奉行に諮問した内容は、上方における地域支配の問題にとどまらない。次の史料は、文化期に同町奉行所与力が業務についてまとめた史料の一節である。^③

【史料2】

（年々、二条鉄炮奉行）

御鉄炮奉行木村吉十郎知行所武州豊島郡小石川村善仁寺持畑之内江、当八月朔日非人体之もの行倒相果居候旨、（中略）右御拳場

之儀ニ御座候間、如何取斗可申哉之段、吉十郎合伺書差出、二条合為取調御下ケ、（中略）御勘定奉行ニ而相札、札建等之儀取斗

候儀ニ付、江戸表へ被仰進候方ニ可有之哉、又ハ御奉行方御勘定奉行江御掛合可被成哉之段被仰上候所、御奉行方御勘定奉行

へ御掛合可被成旨被仰渡、則御掛合被成候所、（中略）御勘定奉行衆合御返書御到来、二条江御伺之上、吉十郎江死骸取置可申段被仰渡候事

【史料②】の経過は次の通りである。①武蔵にある知行所で非人の行倒が発生したが、現場が「御拳場」であるため、どのように対処すべきかと二条鉄炮奉行木村年冬が所司代に伺書を提出したところ、所司代はそれを京都町奉行に下げ渡しで調査させた。②「御拳場」での事件は、勘定奉行において吟味したうえで処理することがらなので、所司代より江戸（の老中）へ伝達するか、または、自らが勘定奉行に連絡すべきかと町奉行が伺ったのに対し、所司代は、町奉行より勘定奉行へ連絡するよう指示した。③そこで、町奉行は、勘定奉行に連絡したところ、同奉行より返事があったので、所司代へ伺ったうえで、行倒の死骸を取り置くよう鉄炮奉行木村に伝えた。なお、「御拳場」は、将軍が鷹狩をする場所として江戸周辺に設定された特別な区域である。^④

これによると、伏見奉行などの地域支配を担当する役人ではなく、二条鉄炮奉行という二条城を守衛する役人、しかも、上方のみならず、武蔵という関東における問題についても、所司代は京都町奉行に諮問したことがわかる。前章でみたように、所司代は京都を中心とする幕府機構の総責任者として、地域支配・朝廷統制・二条城守衛の三つの分野にわたり、役人を指揮監督し、その業務を統括した。こうしたなかで、京都町奉行は、自らの担当する範囲だけでなく、伏見奉行の支配する地域、二条城の役人に関する問題など、所司代が対象とする分野の全般にわたって調査・審議し、その職務を支えたのである。

③ 大坂城代の管理する訴状箱

つづいて、大坂城代の場合はどうか。享保改革における政策のなかでも著名な訴状箱（目安箱）について、大平祐一氏は、以下の四点を明らかにしている。^⑤

住民はそこに訴状を投入することが許された。②これら三都の奉行は、投入された訴状を自ら開披・処理することができず、訴状箱を施錠のまま、あるいは、訴状を封のまま將軍・老中や所司代・大坂城代に提出した。③京都・大坂町奉行は、上箱・内箱の二つからなる訴状箱を奉行所の前に設置し、それを開くことなく提出するのに対して、所司代や城代は内箱の鍵を管理し、訴状箱を開いて中身を点検した。④所司代と城代は、差出人の名前がない訴状は焼き捨てることとし、名前のある訴状は、内容を検討したうえで処理し、場合により、それを江戸に送った。このように、訴状箱とは、評定所の三奉行や京都・大坂町奉行といった地域支配の実務を担当する奉行に判断・処理させることなく、老中や所司代・大坂城代など、それらの実務奉行を指揮監督する上司の役人（および將軍）が住民の訴願や意見を直接受理・把握する制度であった。

しかしながら、大坂城代牧野貞長の公用人がまとめた史料の一条には「焼捨訴状之儀、町御奉行様江内々ニ而為御見被成、思召ヲも御聞被成候而御取斗被成候方宜敷候由」とある。⑤すでに大平氏は、これとほぼ同一の史料を引用し、大坂城代が、自ら管理する訴状箱に投入された訴状を焼き捨てる際、それを町奉行へ内々に見せ、意見を聞いたうえで処理した点を指摘する。すなわち、大坂町奉行が本来担当しない問題についても、城代は意見を求めており、両者の間には所司代・京都町奉行と同様の関係が認められる。

第二節 所司代・大坂城代の不在

(一) 京都・大坂における宿次

ところで、幕府公用の通信・輸送制度として、文書の入った状箱（「御状箱」）や各種の荷物（「御用物」）を宿駅の人馬で継ぎ送る宿次（継飛脚）は、遠隔地間で情報を伝達するとともに、役人相互の意思を疎通し、幕府の全国支配においてきわめて重要な役割を果たしていた。宿次を利用するには、①將軍の朱印状、または、②江戸の老中や長崎奉行など特定の

幕府役人による宿次証文が必要であるが、上方においては基本的に、所司代と大坂城代のみが自らの名義で証文を発給することができた。^⑦そして、所司代と城代は、宿次を独占的に利用することで、上方役人と江戸など外部の役人とのやり取りを仲介・把握した。このように、上方における宿次は、所司代や大坂城代に固有の重要な業務であったが、実際の場面では、京都・大坂町奉行もそれに深く関与している。

享和元～文化三年（一八一〇～一六一六）ごろに大坂町奉行所が業務についてまとめた史料の一条には「江戸或長崎江宿次状箱到来候得者、（中略）使者ニ而御城代江可遣候」とあり、江戸や長崎から宿次で状箱が到着した際、町奉行は使者によってそれを城代へ届けたことが知られる。この点については、野高氏が大坂城代松平康福の公用人がまとめた史料、藪田氏が同西町奉行新見正路の日記により、すでに指摘している。^⑧これに対して、別の一条には「江戸表・長崎等江宿次状箱差出候節者、御城代今状箱被遣次第、（中略）江戸者継飛脚、長崎者船惣代江相渡、早々差出候様被申、其趣留書可被出事」とあり、江戸や長崎へ宿次で状箱を発送する際、大坂町奉行は、城代より届き次第、江戸の場合は継飛脚、長崎の場合は（継船の）船惣代にそれを渡し、早速発送するよう命じた。これらによると、大坂城代は宿次を利用する権限を有するとともに、その状箱を管理したが、江戸や長崎などの外部から状箱を受け取ったり、外部に対して状箱を送る場合には、町奉行がその実務を担当したことがわかる。

他方、寛政一〇～享和二年（一七九八～一八〇二）ごろに京都町奉行所が業務についてまとめた史料の一節には、宿次で送るべき「御用物」について、「定職人江支度申付」「支度出来之旨申来候得者、二条用人江申遣、宿次立申来候得者、定職人へ申渡ス、但、熊谷へも申渡ス」^⑨とあり、堀手代人足之義申付」「御用物御差立之上、二条用人へ被仰遣」とある。^⑩すなわち、所司代が宿次で荷物を送る際、京都町奉行は、①（荷物を入れる箱などの）準備を定職人に命じ、準備のできた旨が知らされると、それを所司代公用人に伝える。②同公用人より宿次を発送する旨が知らされると、（荷物を準備した）定職人や（伝馬を手配する）馬借の熊谷に伝えるとともに、京都代官小堀邦明の手代に人足を手配するよう命じる。③宿次

により荷物を発送したうえで、その旨を公用人に報告する。以上の過程からは、大坂の場合と同様、所司代が宿次を利用する際に、京都町奉行が荷物の準備や人馬の手配などの実務を担当したことがうかがえる。所司代と大坂城代は、宿次に関する権限を有する一方、両町奉行の実務能力に依存することで、江戸などの遠隔地と文書や荷物をやりとりすることができたのである。

(2) 所司代の不在

上方においては基本的に、所司代と大坂城代のみが証文を発給し、宿次を利用することができた。しかしながら、所司代や城代は一人制の役人であり、参府などでしばしば任地を不在にするが、その場合、宿次はどうなったのだろうか。寛政元年（一七八九）三月、所司代松平乗完が参府するにあたって、京都西町奉行所与力は同奉行に對し、所司代が在府中の業務に関する二六カ条の「御在府中取斗方書取」を提出したが、その第一〇・一七条は次の通りである。^①

【史料3】

一 (第一〇条) 宿次御差立之節者、其品々相極候上、右 (所司代) 御印紙ニ相認候事

但、所司代欠之節者、(京都町奉行) 両御頭方御印ニ而御差立之事

一 (第一七条) 宮方・堂上方を被進物并行向等御座候節者、所司代御留守宅へ被參、御留守用 (所司代公用人) 人より右相濟候段申

来、(中略) 一兩日中宿次ニ御上ケ被成候、(後略)

但、所司代欠之節者、(京都町奉行所) 御役 所行向等御座候事

はじめに、第一〇条では、所司代が在府中、宿次を発送する際には、京都町奉行が品目を決定したうえで、その内容在所司代の印がある証文の用紙に記入する。ただし、所司代が欠員の場合は、「両御頭方」⇨東西の町奉行が連印した証文で宿次を発送するとしている。これによると、一人制の所司代が参府や欠員などで不在の際、二人制の京都町奉行が代行

することで、宿次証文に関する業務が継続的に実施されたことがわかる。また、所司代の在府中に、町奉行が所司代の名義による証文の用紙を使ったことから、たとえ京都に不在であっても、役職に在任している限り、宿次証文を發給する権限はあくまで所司代に帰属したことがうかがえる。他方、所司代が欠員の場合には、役職自体が空席となり、前任者の用紙が使えないため、京都町奉行は自らの名義で宿次証文を發給していた。

つぎに、第一七条では、所司代が在府中、宮方や堂上方は進物・訪問などをする際に所司代の留守宅へ赴くので、その公用人より連絡があり次第、一兩日中に京都町奉行が宿次で「御上ケ」¹¹江戸に發送する。ただし、所司代が欠員の場合には、宮方や堂上方が町奉行所へ訪問などをするという。ここでは、宿次のような所司代に固有の業務にとどまらず、宮方・堂上方による進物や訪問といった朝廷に關することがらについても、京都町奉行が所司代を代行したことが知られるが、その際、禁裏付との共同でなく、町奉行の単独でなされた点は注目される。

さらに、前章でみた元文四年（一七三九）七月二日、京都東町奉行馬場尚繁が提出した起請文の第二条には「禁中方御用之儀、疎略不仕、心之及程入念沙汰可仕事」とあり、町奉行は、朝廷に關する業務をおろそかにせず、入念に実施すべき旨が述べられている。同様のことは、寛政元年九月一日における京都東町奉行菅沼定喜の起請文第三条でも確認できる。これに対して、寛政元年八月一日における禁裏付有田貞勝の起請文や、前章でとりあげた禁裏付あての二通の黒印状などには、朝廷統制の内容が列挙されるものの、地域支配に關する箇条はみられない。¹²これらの事実をふまえると、一人制の長官である所司代のもとには、京都町奉行・禁裏付という二人制をとる二つの役人が合議体を構成したが、実際のところ、両者の役割は対等でなく、所司代に固有の業務や朝廷に關することがらを含め、町奉行の方が中心となって所司代の職務全般を支えたといえることができる。

(3) 大坂城代の不在

それでは、大坂城代が不在の場合はどうだろうか。文政五年（一八二二）八月に就任した大坂城代松平康任の家来がまとめる史料の一条には「被為 召御参府之節御旅中心得」として、「宿次御証文御請取置被成度由、町御奉行（大坂）御奉行（大坂）御奉仰上候付、御名印斗相認、御渡有之、尤百三拾枚、但、御転役之儀、大坂在勤御方御承知已後ハ、御定番（大坂）・町奉行御連名之御証文二而被差出候由」とある。大坂城代が江戸の指示で参府する際、町奉行の要請により、自らの名前と印のみを記した宿次証文の用紙一三〇枚を渡す。ただし、城代が転任したことを大坂に在勤する幕府役人が承知して以降は、定番と町奉行の連名による証文で宿次を発送するという。ここからは、京都の場合と同様に、①一人制の大坂城代が参府や転任で不在の際、二人制の町奉行が宿次証文に関する業務を担当したこと、②城代が参府する際には、町奉行が城代の名義による証文の用紙を受けとっており、役職に在任する限り、城代本人が宿次証文を発給する権限を有したこと、などがうかがえる。他方、大坂城代が転出し、その用紙が使えない場合には、町奉行が単独でなく、定番と共同で宿次証文を発給していた。なお、野高氏は、安永九年（一七八〇）ごろに大坂町奉行所が業務についてまとめた史料の一条により、元文五年（二七四〇）以降、城代の留守中に町奉行と定番が連名で宿次証文を発給したことを指摘するが、ここでの事例によると、それは城代の不在一般でなく、転任（あるいは欠員）時に関わるものであったことが判明する。

また、さきに見た享和元・文化三年（一八〇一―一六）ごろの大坂町奉行所による史料のうち宿次に関する別の一条には、江戸や長崎より到着した状箱について「御城代参府之内者、月番之御定番江状箱差遣候」とある。さらに、文政八年に就任した大坂城代水野忠邦の家来が業務についてまとめる史料の一節には、老中や所司代・長崎奉行とやりとりした文書を留める「奉書・御請言上留」「京都・長崎来返翰留」などの帳面について、「御城代明中ハ御定番江引送相成、（中略）跡御城代御着坂之上、御定番御引送二相成」とある。これらによると、大坂城代が参府や「明中」＝欠員の際、町奉行のもとに到着した宿次の状箱やその文書の留帳は、町奉行自身でなく、（月番の）定番によって管理されたことがわかる。

そして、こうしたあたり方は訴状箱でも確認される。宝暦二年（二七六二）二月、大坂城代松平康福は参府するにあたり、「訴状箱」の「内箱之鍵」を定番に引き渡した^⑮。その一方で、享和二年一〇月に就任した所司代青山忠裕の公用人に対し、京都町奉行は「訴状箱内箱之鍵、先達而右大炊頭殿御渡置被成候間、右鍵二返上仕候」と述べており、所司代が前任の土井利厚より青山に交代する間、町奉行は訴状箱の内箱の鍵を預かったことが知られる。同じ訴状箱の鍵についても、所司代が不在の際は、箱を設置した京都町奉行が自ら管理するのに対し、大坂城代が不在となる場合には、この制度に直接関与しない定番が管理しており、両者の違いはきわだっている。このように、大坂においては、二人制の町奉行と定番が、長官たる城代のもとに合議体を構成するとともに、京都の場合と同様、一人制の城代が不在の際にその職務を代行することで、幕府の機構が安定的に運営されていた。しかしながら、大坂定番が町奉行以上に積極的な役割を果たす点は、町奉行が主導的な位置にあった京都の場合とは対照的である。

- ① 「江戸表京都所司代当地御奉行より被仰出書諸留帳写」（京都府立総合資料館所蔵）。
- ② 前掲拙稿「近世中後期幕府の上方支配」。なお、嘉永四年（一八五二）に就任した所司代脇坂安宅の公用人が業務についてまとめる史料の一条には「伏見奉行・奈良奉行・大津各諸伺・御仕置伺書有之、先例相分り兼候義、町奉行江尋候儀もいたし候事」（平安索引抄）神宮文庫所蔵とあり、①伏見・奈良奉行（や大津代官）は所司代に対し、仕置のみならず、各種の伺書を提出したこと、②所司代は、それらの先例がわからない場合、京都町奉行に諮問したこと、などがわかる。
- ③ 「公事方壁書」（京都大学附属図書館所蔵）。
- ④ 「鷹場」（国史大辞典）。
- ⑤ 大平祐一「目安箱の研究」創文社、二〇〇三、一一七、一一六―八頁。
- ⑥ 前掲「公用方聞合書」。
- ⑦ 「五駅弁覧」児玉幸多校訂『近世交通史料集 十 道中方秘書・五駅弁覧・御触御書付留・他』吉川弘文館、一九八〇、一三四―七頁。
- ⑧ 桑田優「摂州西官邸裁判至要（三）」『八代学院大学 経済経営論集』三一、一九八三、一一―三頁。
- ⑨ 前掲野高「解説」。前掲數田論文。
- ⑩ 「証当用覚」（京都大学法学部所蔵）。
- ⑪ 前掲「証当用覚」。
- ⑫ 寛保元延享三年（一七四一―一六）における禁裏付の起請文案（前掲「諸役誓詞前書」）も同様である。
- ⑬ 「雑書」（前掲常陸国土浦土屋家文書）。
- ⑭ 前掲野高「解説」。
- ⑮ 前掲「摂州西官邸裁判至要（三）」三頁。「大坂留」（神宮文庫所蔵）。「大坂御城代公用人諸事留写」前掲「大坂御城代公用人諸事留書（下）」五五―六六頁。なお、宮本裕次氏は、幕末の万延元二年（一

八六〇―一）における大坂京橋口定番本多忠鄰の家老の日記により、城代が不在の際、①「宿次寄合」が定番の屋敷で開かれたこと、②定番・町奉行・目付が立ち会いで（目付の）訴状箱を封印したり、その

中身を改めたこと、などを指摘する（同「解説」大坂城天守閣編「天坂定番記録（一）（二）」大坂城天守閣、二〇〇一・三）。
①「京都留」（神宮文庫所蔵）。

第三章 伏見・奈良・堺奉行との関係

第一節 伏見・奈良奉行の不在

（一）奈良奉行の不在

前章では、上方の幕府機構における京都・大坂町奉行について、所司代や大坂城代との関係を中心に考察した。すなわち、①所司代や城代のもとに合議体を構成する、②上方において地域支配を担当する、という両地の町奉行をめぐる二つの側面のうち、前者を対象としてきた。そこで、本章では、主として後者の側面に焦点をあて、伏見・奈良・堺奉行との関係を中心に、両町奉行の位置や役割について検討する。

さて、二人制の京都・大坂町奉行は、一人制の所司代や大坂城代が不在の際に、その職務を代行した。一人制という点では伏見・奈良奉行や堺奉行も同様であるが、これらが不在の場合には、どのような対応がなされたのだろうか。享和元年（一八〇二）五月二日に奈良奉行加藤正脩が死去すると、同月二十四日、京都町奉行は所司代に「奈良奉行欠中、右明組与力共勤方之儀、私共申聞、差図仕候先格二御座候間、此度も右之通相心得候様可仕哉之旨相伺候処、伺之通御下知御座候二付、其段右与力共申渡置候」と述べている。^①これによると、京都町奉行は、①奈良奉行の欠員中に、与力を指揮するなど、職務を代行したこと、②その際、上司である所司代に伺って承認を受けたこと、などがわかる。それでは、奈良奉行が欠員などにより不在となった事例を具体的にみていきたい。【史料4】は、同じ享和元年の六月、奈良奉行所与力が

京都東町奉行所与力に問い合わせたもの、【史料5】は、天明八年（二七八）九月に奈良奉行小出有乗が死去し、翌一〇月、同奉行所与力羽田半之助が出京したところ、京都東町奉行池田長恵より渡された書取である。

【史料4】

以切紙致啓上候、然者和州在町変死人有之、身上之ものより死骸取片付之儀願出候節取斗方之儀二付、先達而相伺置候処、右見分有無之儀委細可申上旨、此間中条太郎右衛門出京之節猶又御達二付、則取調、以別紙申上候間、宜被仰上可被下候、（中略）以上

（享和元年）六月十日

（奈良奉行所与力）羽田左源太印

（京都東町奉行所与力）山田劔次郎様

（ほか四名略）

【史料5】

奈良奉行小出遠江守為跡役、（正子）三浦甚五郎被 仰付候間、可被得其意候

（天明八年）十月

右之通、以御書付松和泉守殿 自

（松平乗完 所司代）池田長恵 京都東町奉行 分江被仰渡候付、此旨相達候事

まず、【史料4】では、①大和の在方・町方において変死が発生し、親類が死骸の片付けを願ひ出た場合の対応について、さきごろ奈良奉行所与力が京都町奉行に伺っていたところ、現場を見分したかどうか詳細に報告するよう、奈良奉行所与力中条太郎右衛門が出京した際に指示された。②そこで、奈良奉行所与力は京都東町奉行所与力に対し、見分について調査した結果を別紙で報告するので、同奉行に上申するよう願った。なお、六日後の同月一六日、東町奉行所与力は奈良奉行所与力に対し、「則申聞候処、御別紙江夫々附札を以得御意候通御心得可被成旨被申候」として、東町奉行に上申したところ、別紙に貼った付札の通りに心得るよう指示された旨を返答している。また、【史料5】では、奈良奉行小出の後任として三浦正子が任命された旨を、所司代松平乗完が京都東町奉行池田に知らせると、池田はそれを出京している奈良奉行所与力羽田に伝えた。これらによると、①奈良奉行が欠員で不在中、変死の処理など各種の業務について同奉行

所の与力が何うのに対し、京都町奉行は、配下の与力が伺った場合と同様、その内容を検討し、不明な点について再調査させたうえで、主体的に判断・指示していること、②奈良奉行所与力の側も、文書でやりとりするのみならず、しばしば町奉行のもとに出勤したこと、③町奉行は、奈良奉行所与力よりの伺いを受けただけでなく、所司代からの情報をそれらに伝達しており、上司・部下双方との関係において、奈良奉行の職務を代行したこと、などがわかる。

(2) 伏見奉行の不在

つぎに、京都町奉行や奈良奉行と同じく所司代の指揮監督を受けた伏見奉行についてみたい。伏見奉行は、奈良奉行と同様の一人制であり、不在の際には、京都町奉行がその職務を代行した。とくに文化四年（一八〇七）二月二〇日に加納久周が病気で免職されてから、同七年一〇月二四日に後任の本多政房が任命されるまでの三年間は、伏見奉行が空席のままにおかれ、町奉行が長期にわたり代行することとなった。③こうした事態を受けて、文化五年、京都東町奉行森川俊尹は伏見奉行所与力に次のような「被仰渡書」を与えた。①

【史料6】

一、盗賊・其外吟味筋之儀、弥無由断様手当致置、召捕候ハ、其旨早速可申聞候、左候ハ、其表江罷越候節々可及吟味、（後略）

一、伏見支配中相変儀無之趣者、時々江戸表江致注進候付、（中略）万一異変之儀も有之、前々注進ニ成候程之義も候ハ、早速可申越候

これによると、①京都町奉行は、伏見奉行が不在の際、その与力に書面で指示を与えるだけでなく、自らも同奉行所に赴き、盗賊の吟味をはじめとする各種の業務を処理したこと、②伏見奉行が任地に在勤する場合には、同奉行所の内外で発生した問題について、以前より江戸の老中へ「注進」しており、老中はこうした「注進」を通して遠国奉行による地域

支配の状況を把握したこと、などがわかる。

それでは、京都町奉行が伏見奉行の職務を代行することにより、同奉行所にはどのような影響があったのだろうか。文化六年一〇月、京都東町奉行小長谷政良が伏見奉行所与力に「御仕置伺帳仕立方、以来八都而京都之振合（町奉行）ニ准し、例書等相添進達いたし、落着申渡候上、御届書も致進達候間、其旨可相心得候」と述べたのに対し、同八年閏二月には、新しく着任した伏見奉行本多政房が同奉行所の与力に「（伏見奉行所）当御役所御用向之儀、京都町奉行支配中主法改正有之処、（中略）此度先々之通奉行被（伏見）仰付候付、心得方相弛、以前之姿ニ立戻り候而者如何ニ候間、不及申候へ共、此上精々入念相勤候様可致候」と述べている。これらからは、①伏見奉行が不在となり、その職務を京都町奉行が代行したことを契機として、仕置の伺や届など伏見奉行所の業務が町奉行所の方式に変更されたこと、②後任の伏見奉行がそれを尊重すること、結果として、同奉行所の業務に町奉行所の方式が普及・定着したこと、などがうかがえる。所司代に提出された伺書が京都町奉行に下げ渡され、その調査・審議のもとに処理されることとあわせ、所司代が指揮監督する奉行の業務は、町奉行によって統一・均質化されていくのである。あるいは、二人制の京都町奉行が、所司代の指揮監督を受ける伏見・奈良奉行の業務に深く関わり、一人制の伏見・奈良奉行や所司代自身が不在の際にその職務を代行することで、京都を中心とする幕府の支配機構は安定的に運営されたととらえることができる。

第二節 堺奉行と大坂町奉行の不在

（一）堺奉行の不在

これに対して、大坂城代の指揮監督を受ける奉行はどうだろうか。次の史料は、明和四年（一七六七）四月、堺奉行坂部明之が差し控えを命じられた際、大坂町奉行が城代に提出した伺書の第一・二条である。^⑤

【史料 7】

(第一卷) (勝比)

一、水谷信濃守堺奉行之節元文武巳年参府中、百姓出入裁許之儀ニ付差扣被仰付候砌、(中略) 御役所向之義者、参府留守中之

通取計候由ニ御座候間、此度之儀も右之格に准、御用日々承り候公事・訴訟者、先格之通相延置、差懸り候願・訴訟等之類者、一

通り与力とも承り候上、訴人召連、私共之内月番御役所江罷出、様子申聞次第、致差図候様可仕候哉、(後略)

(第二卷)
一、差掛り候儀ニ而、是又土佐(坂部明之、堺奉行)守相伺、御差図請、取計候類之儀者、土佐守組与力とも申出候趣を以相札候上、私共合

相伺候様可仕哉

ここでは、堺奉行坂部が差し控えを命じられたことを受けて、同奉行所の業務につき、大坂町奉行が次の二点を伺っている。①元文二年(一七三七)、堺奉行水谷勝比が参府中に、百姓出入の裁許のことで差し控えを命じられた際、同奉行所の業務については、奉行が参府で留守中の通りに処理した。今回もこの先例に準拠し、通常受理する公事・訴訟について延期するとともに、緊急の願や訴などについては、堺奉行所の与力が受理したうえで、訴訟人を召し連れて月番の町奉行所に出頭し、その状況を説明すれば、町奉行が指示するようにすべきか。②緊急のことがらで、堺奉行坂部が城代に伺って処理するようなものについては、同奉行所の与力が報告する内容を検討したうえで、町奉行より城代に伺うべきか。なお、この二点につき、大坂城代は付札で「土佐(坂部明之、堺奉行)守差扣中之儀、書面之通被相心得」として、伺いの通りにするよう指示した。これによると、大坂町奉行は、①堺奉行が、差し控えのような非常の事態はもちろんのこと、通常の参府で不在となる場合にも、同奉行所の与力を指揮するなど、職務を代行したこと、②その際、上司である城代に伺って承認を得たこと、③今回は一時的な差し控えであるため、通常の公事・訴訟などは、堺奉行がふたたび勤務するまで保留し、緊急のことがらのみを暫定的に処理したこと、などがわかる。また、奈良奉行の場合と同様、堺奉行が不在の際にも、その与力が大坂町奉行のもとへ出動したことが確認される。

ただし、文化一〇年(一八一三)ごろに堺奉行所が業務についてまとめた史料では、与力の堀山権九郎について「寛政十一己未十月廿三日奉行明中二付、大坂月番之奉行成瀬(正定、大坂西町奉行)因幡守、養父堀山和五郎番代申付」とあり、同心の渡辺半太夫

についても「寛政八丙辰二月廿三日奉行明キ中ニ付、大坂月番之奉行松平石見守、渡辺権六跡江抱入」とある。^⑥すなわち、月番の大坂町奉行は、堺奉行が欠員の際に、その業務を暫定的に処理するだけでなく、今後長らく勤務することになる同奉行所の与力や同心を任命したことが知られる。二人制の大坂町奉行は、京都町奉行と同様、一人制の堺奉行が不在となる場合に、その職務全般を代行したのである。

(2) 大坂町奉行の相互補完

さて、これまでは、一人制の伏見・奈良奉行や堺奉行が不在となる場合をみてきたが、二人制である大坂町奉行が不在の場合には、どのような対応がなされたのだろうか。

【表 大坂町触における奉行の不在と代行】は、『大阪市史』の第三と第四上・下に収録される大坂町奉行所の「御触及口達」（いわゆる大坂町触）のうち、奉行の不在・代行に関する事例の本文が掲載されたものについて、発令された年月日、不在の奉行とその理由、代行した奉行、『大阪市史』における史料番号、などをまとめたものである（安政以降の幕末期は除く）。以下では、【表】と町触の本文を中心に、大坂町奉行の不在や代行について検討する（本節における「」内は【表】の通し番号を表す）。

文化一三年（一八一六）八月二八日の町触「13」には「荒尾但馬守様、^{（成章、大坂西町奉行）}奥方今朝御死去ニ付、来月十七日迄御忌引被成候、御月番、^{（紹芳、同堺町奉行）}彦坂和泉守様今日迄御助御月番被成御勤候旨被仰出候間、此段承知可有之候」とあり、月番であった西町奉行荒尾成章が奥方の死去による忌引きのため、相役の東町奉行彦坂紹芳が「御助」として月番を代行している。これによると、二人制の大坂町奉行は、一方が任地に在勤しつつも、忌引きなどで勤務できない場合、その相役が月番を一時的に代行したことがわかる。また、【表】をみると、月番の町奉行が近親者の死去による忌引きや遠慮のために勤務できず、相役がそれを代行した事例は数多い「5・8・11・15・18・20・21・25・26・28・29・32」。さらに、妻妾の出産による

表 大坂町触における奉行の不在と代行

	年	西暦	月	日	不在の奉行	不在の理由	代行の奉行	史料番号
1	元文 5	1740	4	4	東・稲垣種信／ 西・佐々成意	役儀召放／逼塞	堺・水谷勝比	触1741
2	寛保 2	1742	2	13	東・松浦信正	高野山普請（見分）	西・佐々成意	達481
3	寛延 3	1750	2	16	西・久松定郷	参府	東・小浜隆品	補触106
4	宝暦 7	1757	8	14	東・細井勝為／ 西・桜井政甫	役召放・小普請入・逼 塞／同	堺・池田政倫	触2282、 達554・5
5	宝暦 8	1758	6	14	東・岡部元良	息女遠去	西・興津忠通	補達86
6	宝暦14	1764	4	4	西・興津忠通	御用掛り	東・鶴殿長達	補触120
7	寛政 4	1792	5	29	東・坂部広高	不快・引込	西・松平貴強	補触144
8	寛政 9	1797	8	2	東・山口直清	息女死去・引籠	西・成瀬正定	補達334
9	寛政10	1798	11	3	東・水野忠通	産穢・引籠	西・成瀬正定	補達343
10	文化 4	1807	4	17	西・佐久間信近	産穢・引籠	東・平賀貞愛	補達403
11	文化 6	1809	2	11	西・斎藤利道	息女死去	東・平賀貞愛	補達408
12	文化10	1813	3	1	西・斎藤利道	従弟隠居死去・遠慮	東・平賀貞愛	補達423
13	文化13	1816	8	28	西・荒尾成章	奥方死去・忌引	東・彦坂紹芳	補達440
14	文政 7	1824	7	14	西・内藤矩佳	実母死去・忌服	東・高井実徳	補達473
15	文政 7	1824	8	5	東・高井実徳	妾死去・出生・遠慮	（東の菅人勤）	補達474
16	文政13	1830	6	28	東・高井実徳	不快	西・新見正路	補達505
17	文政13	1830	7	28	東・高井実徳	不快	西・新見正路	補達506
18	文政13	1830	8	21	西・新見正路	実母家女死去・忌中	（西の菅人勤）	達1670
19	天保 2	1831	4	28	西・新見正路	不快	東・曾根次孝	補達514
20	天保 2	1831	9	7	東・曾根次孝	養母方叔母死去・忌中	（東の菅人勤）	達1704
21	天保 3	1832	1	27	西・久世広正	父実方伯母死去・忌服	東・曾根次孝	補達524
22	天保 3	1832	1	28	東・曾根次孝	不快	西・久世広正	補達525
23	天保 4	1833	2	23	西・久世広正	奥方出産・産穢	東・戸塚忠栄	補達533
24	天保 5	1834	6	19	東・戸塚忠栄	参府	西・矢部定謙	補達545
25	天保10	1839	4	18	東・跡部良弼	娘死去・遠慮	西・堀利堅	補達603
26	天保12	1841	12	28	西・阿部正蔵	叔母死去・忌服	東・徳山秀起	補達626
27	天保14	1843	1	24	西・阿部正蔵	参府	東・水野忠一	補達647
28	天保14	1843	閏9	24	西・久須美祐明	奥方死去・忌服	東・水野忠一	補達680
29	弘化 3	1846	7	24	東・水野忠一	娘死去・遠慮	西・永井尚徳	達2181
30	嘉永 3	1850	4	28	西・中野長風	不快	東・柴田康直	補達767
31	嘉永 4	1851	2	晦	東・柴田康直	不快	西・本多安英	補達780
32	嘉永 6	1853	7	6	西・石谷穆清	父之実方叔父死去・忌 服	東・佐々木顕 発	補達813

注：『大阪市史』第三と第四上・下による（安政以降の幕末期は除く）。史料番号は『大阪市史』のもの。東は大坂東町奉行、西は同西町奉行、堺は堺奉行をそれぞれ表す。

産穢の場合「9・10・23」や、月番の奉行本人が不快である場合「7・16・17・19・22・30・31」にも、非番の相役が月番を代行した。

他方、大坂町奉行が参府する場合「3・24・27」には、往復の日数と江戸での滞在日数が重なり、長期にわたって任地を不在にしたが、その際の対応はどうだろうか。次の史料は、安永三年（一七七四）八月、大坂西町奉行神谷清俊が参府するに際し、「御留主中諸事取計方勤方之儀」について、同奉行所の与力が提出した伺書の第一・四条である。神谷は付札で「伺之通可相心得候」として、この内容を承認している。

【史料8】

- （第一条）
 一、（大坂西町奉行所） 濱口并諸断等当御役所江申出候ハ、東御役所江断出候様可申渡候哉
（同東町奉行所）
 一、（大坂西町奉行所与力・同心） 御役所江申出候ハ、東御役所江断出候様可申渡候哉
（同東町奉行所）
 一、（大坂西町奉行所与力・同心） 御役所江申出候ハ、東御役所江断出候様可申渡候哉
（同東町奉行所）
 一、（大坂西町奉行所与力・同心） 御役所江申出候ハ、東御役所江断出候様可申渡候哉
（同東町奉行所）

これによると、西町奉行神谷が参府して不在の際、同奉行所の外部における住民からの届（断）と内部における与力・同心からの届との両方が、相役の東町奉行によつて処理されたことがわかる。一人制の堺奉行が不在の際には、大坂町奉行がその職務を代行したが、二人制の町奉行は、一方が不在となる場合でも、他地域の奉行によらず、自らの内部において相互に補完することで、奉行所の運営や地域支配の業務を継続したのである。

なお、所司代堀田正順が周辺地域を巡見する際の案内として出張するため、寛政四一六年（一七九二一四）ごろに京都東町奉行が相役の西町奉行にあてた文書の案文には「留守中差掛り候御用も御座候ハ、（京都東町奉行所与力・同心）組之も（京都東町奉行所与力・同心）のより相伺可申候間、宜御差図可被下候」とある。ここでは、参府のように上方を離れるわけではないものの、大坂町奉行と同様、二人制の京都町奉行は、一方が役所に不在の際に、その相役が与力・同心の指揮といった職務を代行する様子が見える。そもそも幕府の遠国奉行は、江戸の將軍のもとで任免されることを基本とし、また、在職中であっても数年に一度は参府することから、しばしば任地を離れた。こうしたなかで、二人制によつて自らが不在になることを防ぐとともに、他の奉

行が不在の際にそれを代行するという京都・大坂町奉行の存在は、伏見・奈良・堺奉行が一人制のまままで存立しうる背景ともなっていた。

(3) 大坂町奉行の「忝人勤」

二人制の大坂町奉行は、一方が忌引きなどで勤務できない場合や参府で不在となる場合、相役が任地に在勤し、職務を代行した。それでは、一方の奉行が勤務できなかつたり、大坂に不在であり、かつ、その相役も忌引きなどで勤務できない場合はどうなるのだろうか。

【表】のうち、文政七年（一八二四）七月一四日の町触〔14〕によると、西町奉行内藤矩佳は、実母が死去して「御定式之御忌服」を受けるため、閏八月四日まで相役の東町奉行高井実徳が引き続き月番を勤めることとなった。ところが、同年八月五日の町触〔15〕には「山（高井実徳 大坂町奉行）城 守妾病氣之処、養生不相叶、今申刻致死去候、出生も御座候付、定式之通明後七日迄三日被致遠慮、且又此節山城守忝人勤之儀二付、諸御用向等平日之通相心得可申哉之段、御城代様へ被相伺候処、其通二可致旨被仰聞候事」とある。東町奉行高井は、妾が死去するとともに出生も重なり、「定式之通」り三日間の遠慮となったが、（相役の忌引きにより）「忝人勤」であるため、大坂城代に伺ったうえで平常通り業務に従事している。これによると、二人制の大坂町奉行のうち一方が忌引きで勤務できない場合、その相役は、①忌引きよりも軽い遠慮などの事情があつても、同じ奉行の内部で代行を期待することはできず、かといって他地域の奉行に頼るわけでもなく、自らがそのまま月番を担当したこと、②その際、城代の承認のもとに勤務したこと、などがわかる。

また、文政一三年八月二一日の町触〔18〕によると、西町奉行新見正路は、実母が死去して忌中となったが、（相役の東町奉行高井実徳が参府して）「忝人勤」であるため、城代の承認を得て平常通り業務に従事した。なお、この事例については、すでに藪田氏が新見自身の日記を分析し、大坂城代が町奉行の忌服などに指示を与える「長官」であったことを指摘

している。^⑨堺奉行が不在の場合と異なり、二人制の大坂町奉行はあくまで自己の内部で完結しており、両者の位置は明確に区別されるのである。ただし、町奉行と堺奉行のいずれが不在となる場合でも、上司である大坂城代の把握・承認のもとに勤務が継続された点は共通する。

さらに、天保二年（一八三一）九月七日の町触〔20〕によると、東町奉行曾根次孝は、養母方の叔母が死去して忌中となったが、その際、相役の西町奉行新見正路が参府中であると同時に、城代松平信順も江戸よりの旅中であつたため、「此節菅人勤之儀二付、御用向等平日通之相心得可被申哉之段、御定番様方江御達被申候処、其通可被相心得旨被仰聞候事」として、定番の同意を求めたうえで勤務しつづけている。ここからは、大坂城代が不在の際に、町奉行と定番が相談しつづ職務を代行したあり方をあらためて確認することができる。

（4）堺奉行による代行

二人制の大坂町奉行は、一方が忌引きで勤務できなかつたり、参府で任地に不在の際、その相役が遠慮や忌引きとなる場合でも、城代はそれを免除し、引き続き勤務させた。それでは、東西の町奉行がともに不在となる場合はどうだろうか。

【表】のうち、宝暦七年（一七五七）八月二三日の町触〔4〕には、「両御奉行様御参府被成候二付、明十四日合堺御奉行池田筑後守様、^{（政倫）}東御番所江御入被成、諸御用御聞被成候旨被仰渡候」とあり、東西の大坂町奉行がともに参府するため、翌一四日より堺奉行池田政倫が東町奉行所に入って業務を担当する旨が述べられている。そして一四日には、次のような町触〔4〕が出された。

【史料9】

一、今般細井安芸守・桜井丹後守被為召就出府、我等儀、大坂表へ罷越、^{（大坂）}当分町奉行可相勤旨、從江戸被仰下候
右之趣、三郷町中可被触者也

(宝暦七年)
丑八月十四日　・　(池田政倫、堺奉行)
筑後

ここでは、堺奉行池田が大坂の町方に対し、東町奉行細井勝為と西町奉行桜井政甫がともに江戸へ召還されたので、自らが大坂に赴き、「当分」の間町奉行を勤めるよう江戸（の老中）より命じられた旨を明らかにする。なお、同月二十七日、江戸において細井と桜井の両者は、新開地の年貢銀に関する不正のことで罷免のうえ小普請入・逼塞を命じられ、翌九月三日の町触「4」により、そのことは大坂市中にも知らされた。また、同様の事例として、元文五年（二七四〇）四月四日の町触「1」では、東町奉行稲垣種信が役儀召放、西町奉行佐々成意が逼塞を命じられるとともに、堺奉行水谷勝比が「当分町奉行相勤候様ニ從江戸被仰付候間」として、やはり江戸（の老中）の指示で大坂に移り、「当分」の間町奉行の職務を代行している。

一人制の堺奉行が不在となった場合には、二人制の大坂町奉行が代行するが、その際、堺奉行所の与力は、書面で指示を求めるか、自ら町奉行のもとに出勤した。これに対して、東西の大坂町奉行がともに不在となる場合には、堺奉行が代行するよう老中より命じられたが、その際、同奉行の側が大坂に移動し、町奉行と堺奉行の両方の業務を担当している。文書のやりとりが頻繁になされた当時の社会状況や飛脚業の発達度合いなどからすると、堺奉行が本務地である堺に在勤したまま大坂町奉行の職務を代行することも、あながち不可能ではなかったと考えられるが、実際にはそうなっていない。前章でみたように、二人制の京都・大坂町奉行は、①所司代や大坂城代の諮問に答えたり、宿次の実務を担当するとともに、②一人制の所司代や城代が不在の際には、その職務を代行した。東西の大坂町奉行がともに不在となった場合に、堺奉行を本務地から引き離してでも城代のもとに確保したことは、通常、町奉行によってこうした役割が果たされたことを端的に示すものである。他方、大坂城代からすると、町奉行の活動に依拠することではじめて、自らの職務を遂行しえたともいえる。近世中後期において、城代が所在する大坂（や所司代が所在する京都）に不在となることの少ない二人制の町奉行を配置したことは、月番交代によって大規模都市を支配するにとどまらない、大きな意味があったのである。

① 前掲「平安索引抄」。

② 「律令雜記 第一冊」（奈良与力橋本家律令雜記、京都大学附属図書館所蔵）。「刑方雜記 第四冊」（同）。

③ 「続徳川実紀 第一編」六〇五、六五七頁。なお、伏見御香宮の主三木家の史料には、文化五年（一八〇八）二月二〇日に「当地御奉行跡御役被仰付候迄、京都両町御奉行御引請被成候段、被仰付候」とある（「御香宮三木家文書」京都市編「史料京都の歴史」3 政治・行政「平凡社、一九七九、四九五頁」）。

④ 前掲「江戸表京都所司代当地御奉行より被仰出書諸留帳写」。以下、本項の引用は同史料による。

⑤ 野高「公務集」『大阪の歴史』増刊号、一九九八、六三―四頁。

⑥ 「手鑑（文化十年）」三浦周行監修『堺市史 第五卷 資料編第二』

堺市役所、一九三〇、二二〇―三頁。

⑦ 前掲「公務集」六六頁。

⑧ 前掲「証当用覚」。なお、所司代脇坂安宅の公用人がまとめた史料の一条には「所司代御外出之節、惣而町御奉行御待請・御案内等之御廉二而御越被成候事」（前掲「平安索引抄」）とあり、所司代が外出する際は、基本的に、京都町奉行が待機や案内として出張したことがわかる。

⑨ 前掲数田論文。

⑩ 「大阪市史 第四上」補達五一六・触四九六三。

⑪ 「寛政重修諸家譜 第十五」一七〇―一頁。「徳川実紀 第九編」六九二頁。

おわりに

本稿では、近世中後期、とりわけ享保改革以降の上方において、①京都と大坂を二つの中心とする幕府機構の枠組みを明らかにするとともに、②二人制をとる役人の代表例として、両地に共通して存在する町奉行を主な対象にとりあげ、幕府機構における両者の位置や役割について、所司代・大坂城代との関係、伏見・奈良・堺奉行との関係、の二つを軸に検討した。その要点は次の通りである。

(1) 所司代は地域支配・朝廷統制・二条城守衛の三つ、大坂城代は地域支配・大坂城守衛の二つの分野にわたり、役人を指揮監督し、その業務を統括した。また、京都においては、地域支配を代表する町奉行と朝廷統制を代表する禁裏付、大坂においては、地域支配を代表する町奉行と大坂城守衛を代表する定番という形で、二人制をとる二つの役人がそれぞれ一人制の長官である所司代・城代のもとに合議体を構成していた。

(2) 東西の二人制をとる京都・大坂町奉行は、諮問されたことがらについて東西の共同で調査・審議するとともに、宿次に関する実務を担当しており、こうした活動に依拠することで、所司代と大坂城代は自らの職務を遂行することができた。また、一人制の所司代や城代が不在の際には、両町奉行がその職務を代行するが、大坂においては定番も積極的な役割を果たした。

(3) 一人制の伏見・奈良奉行や堺奉行が不在の際、京都・大坂町奉行がその職務を代行することで、奉行所の運営や地域支配の業務は継続された。これに対して、二人制の両町奉行は、一方の奉行が勤務できなかったり、任地に不在である場合、他地域の奉行によらず、自らの内部において相互に補完した。さらに、東西の大坂町奉行がともに不在となった場合には、堺奉行を大坂に移動させることで、城代のもとに実務奉行が確保された。

なお、本稿は、享保改革以降という完成・安定した段階において、上方の幕府機構に関する枠組みや京都・大坂町奉行の位置・役割を把握することに主眼をおいた。しかしながら、どのようにして機構の枠組みが形成され、こうした位置や役割が獲得されたのか、その歴史的な経緯を解明することは重要であり、次の課題となることを確認しておきたい。またその際、本稿の結果と比較することで、同改革以前における各段階の状況や性格はより明確になるものと思われる。そして最後に、以上の点をふまえ、①所司代と大坂城代のもとに二人制の役人が合議体を構成した意味、および、②幕府機構における京都と大坂の違いについて、次のように指摘することができる。

はじめに、①について。京都や大坂のように大規模な幕府の機構を管理・運営するためには、役人の全体をとりまとめ、最終的な判断や決定を下す一人の長官・責任者が必要となる。ところが、一人制の長官は、①地域支配や番城守衛・朝廷統制といった幅広い分野にわたり、自らがすべての内容を検討したり、その業務を処理することは困難であり、また、②参府や欠員などのため任地を不在にすることも多かった。そこで、①各種の分野について、二人制の役人が共同で調査・審議したり、その実務を担当することにより、一人制の長官は職務を円滑に遂行することができ、かつ、②二人制の役人

が、自らの内部において相互に補完するとともに、一人制の長官（や一人制の役人）が不在となる場合にその職務を代行することで、機構の運営が中断することは避けられた。もちろん、最終的には、江戸の老中（やそれを通した將軍）の指示にしたがうものの、京都町奉行と禁裏付、大坂町奉行と同定番といった、それぞれの分野を代表する二人制の役人が合議体を構成し、その活動に支えられることで、一人制の所司代と大坂城代を二つの頂点とする上方の幕府機構は、江戸から相対的に自立した形で安定的に運営されたのである。そして、元文三年（一七三八）に遠国奉行の役高が確定された際、京都・大坂町奉行のそれが格段に大きかったことは、幕府機構における両者の位置や役割を反映していた。

つぎに、②について。文政五年（一八二二）二月一日、老中が連名で大坂玉造口定番山口弘致にあてた奉書には「大（教孝、大坂京橋口定番）久保出雲守、其許江被差遣候間、（定章、前大坂京橋口定番）稲垣安芸守御番所并与力・同心可被引渡候」とあり、京橋口定番が稲垣定淳より大久保教孝に交代する間、その番所や与力・同心は相役の玉造口定番山口によって管理されたことがわかる。これに対して、大坂城代牧野貞長の公用人がまとめた史料の一条には「大坂諸御番所之儀、出（久世広明、前大坂城代）雲守（久世広明、前大坂城代）様御転役之儀、大坂江被

仰遣候得者、御定番様江御受取、（中略）此（牧野貞長、大坂城代）方（久世広明、前大坂城代）様江ハ、御定番様御引渡しニ相成候事」とあり、城代が前任の久世広明から牧野に交代する間は、定番がその番所を管理したことが知られる。二人制の大坂定番は、一方が転任して不在の際に、相役が番所の管理などの業務を代行するとともに、一人制の城代が不在の場合にもそれを代行することで、大坂の守衛に空白が生じないように努めたのである。あるいは、大坂町奉行と同様、二人制により自らの内部で相互に補完することのできる定番は、一人制のため任地を不在にすることが避けられない城代にとって不可欠の存在であったといえる。

しかも、大坂城の守衛にとどまらず、地域支配と関わりが深い訴状箱の鍵の管理についても、定番が単独で代行した点はその特徴的である。

さらに、本稿で検討した範囲では、幕府機構における京都と大坂のあり方について、次のような違いがみられた。すなわち、大坂では、城代と定番の両者が任期の定めなく城内に居住する大名役であるとともに、定番が同城を守衛する役人

を「支配」したのに対して、京都では、所司代が任期の定めなき唯一の大名役であり、二条城外に居住するにもかかわらず、同城を守衛する役人を「支配」していた。また、同じ上方の番城でも、大坂城に在番する大番頭が同地の合議体へ参加するのに対し、二条城に在番する大番頭は京都の合議体に含まれなかった。これらの事実からは、①近世中後期の上方面における幕府の軍事機構が大坂城を拠点に編成されたこと、②他方、京都の長官である所司代は、二条城の守衛を基本的な任務とする「城代」でなく、軍事的な性格を強く帯びてはいなかったこと、などを知らることができる。そして、こうした両地の違いを背景に、大坂城代が不在となる場面では、町奉行のみならず、定番が大きな役割を果たしたのである。

① 前掲「御黒印下知状之留」。

② 前掲「公用方印合書」。なお、大坂城代は同定番や所司代と異なり、与力や同心が付けられていない（前掲「吏徴」）。

〔付記〕史料の閲覧につきまして、大河内元冬氏、京都大学附属図書館、

京都大学法学部、京都府立総合資料館、国文学研究資料館（旧史料

館、国立公文書館、埼玉県立文書館、神宮文庫、豊橋市美術博物館のみなさまには、まことにお世話になりました。心より感謝申し上げます。また、本稿の内容は、二〇〇四年一月の京都大学文学部読史会大会、同年二月の日本史研究会近世史部会における報告と深く関連します。

（京都大学文学部非常勤講師）

suite du brassage des tribus, que cette appartenance est devenue le signe d'une affiliation politique par rapport au pouvoir dynastique et selon la position que chacune occupait dans l'ordre tribal de chaque région.

The Machi Bugyo of Kyoto and Osaka and the Organization of the
Shogunate Government in the Kamigata Region during the
Later Part of the Early Modern Period

by

OGURA Takashi

This study clarifies the structure of the Shogunate government in the Kamigata region during the mid-to-later part of the early-modern period by focusing chiefly on the administration of Osaka and Kyoto and also investigates the position and function of the *machi bugyo*, local administrators, in Kyoto and Osaka, which were both posts occupied by two officials.

The Shoshidai, the chief shogunal official in Kyoto, had three major responsibilities: governing the locality, overseeing the imperial court, and guarding Nijo Castle. The Osaka Jodai, the chief shogunal official in Osaka, had the dual responsibilities of governing the locality and guarding Osaka Castle. Both these officials supervised and directed lesser shogunal officials and oversaw their operations. Furthermore, in Kyoto the Shoshidai operated in tandem with the Kyoto Machi Bugyo and the Kinrizuki, the shogunal official charged with overseeing the imperial court, forming a consultative body. In Osaka, the Osaka Jodai similarly worked in cooperation with the Osaka Machi Bugyo and the Osaka Joban, who was responsible for Osaka Castle.

The *machi bugyo* of both Kyoto and Osaka were posts occupied by a pair of officials. When a matter was to be looked into, they would investigate and deliberate on it jointly and they were also charged with directing the *shukutsugi*, the shogunal system of communication and transportation. It was only through this kind of support provided by the functioning of the *machi bugyo* in Kyoto and Osaka that the Shoshidai and Osaka Jodai were able to carry out their own official duties.

In addition to acting as a substitute within their own sphere of authority when the other of the two *machi bugyo* in Kyoto or Osaka was unable to carry out his duties or was absent, the Kyoto or Osaka Machi Bugyo might also act in place of the lone Shoshidai or Osaka Jodai or in lieu of the *bugyo* of Fushimi, Nara and

Sakai, when the occupants of those offices were absent. In this manner the stable operation of the shogunal government in the Kamigata region was insured.